

平成 3 1 年 第 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 3 1 年 1 月 2 2 日（火）午後 2 時

場 所：教育委員会室

教育長	齊 藤 猛
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成

事務局	教育推進課長事務取扱	
	教育委員会事務局参事	柴 田 靖 弘
	学校配置計画課長	川 勝 賢 治
	学務課長	植 田 光 威
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	石 塚 修
	統括指導主事	松 塚 智加子

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	志 村 一 彦

<p>斉藤教育長</p>	<p>開会時刻 午後2時</p> <p>ただいまから、平成31年第2回教育委員会定例会を開催します。 本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p>〔傍聴人入室〕</p>
<p>教育長</p>	<p>日程第1、署名委員を決定します。石井委員と松原委員にお願いします。 続いて、日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、第1議案、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び教育重点施策についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事</p>	<p>第1号議案、江戸川区教育委員会教育目標・基本方針及び教育重点施策についてでございます。お手元に、教育目標・基本方針(案)、それから平成31年度教育重点施策(案)をお配りしてございます。この件につきましては、以前からこの案について各委員さんからご意見をいただきながら、最終的な案として本日、提案をさせていただいているところでございます。</p> <p>例年に変わりましたところは、従前の1枚目のところですね。これまでの経過というところで、人口動態なんか書いてございましたけれども、古いデータということもございましたので、そうしたものを削除させていただいたところでございます。</p> <p>あとは、細かい点では、皆さんからのご意見をいただいたもので訂正をさせていただきました。説明は以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>この件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。</p>
<p>松原委員</p>	<p>3ページの、前回1月にいただいた赤字の部分、つけ加わったところだと思うんですけど、学校における働き方に関し、学校業務の適正化の次で「運動部活動」とあるんですけど、文化部もありますので、「等」を入れたほうがいいのかと思いました。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>それから、その下の部分ですけど、教員が教育に対する熱意という部分ですよね。使命感を持ち、資質・能力とあるんですけども、これ昨年と違うんですけど、資質の前に、児童・生徒というのを「子ども理解に努め」というのを挿入したらどうかなというふうに思いました。以上です。</p> <p>今のご意見についてはいかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、そういうことで変更しましょう。</p> <p>ほかにございますか。それでは、この件につきましては、今の点を変更いたしまして、第1号議案は決定いたします。</p> <p>続いて、第2号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題とします。この議案は、教育に関する予算、条例案について、平成31年第1回江戸川区議会定例会で審議するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。</p> <p>本件は、議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。</p> <p>この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔委員挙手〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ありがとうございます。賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。なお、第2号議案については議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。</p> <p>〔傍聴人退室〕</p> <p>〔秘密会〕</p> <p>〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、第2号議案を審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。</p>

教育推進課長	<p>第2号議案でございます。教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてであります。</p> <p>1枚目、区長から教育長宛てに、この6点にわたりまして意見聴取をいただいています。1点目でございます。平成31年度江戸川区一般会計予算中教育の事務に関する部分といたしまして、資料をおつけしてございます。1枚目、平成31年度当初予算(案)として、予算規模をお示ししてございます。一般会計予算2,474億5,900万円、平成30年度に比較いたしまして、33億1,600万円、1.4%の増であります。特別会計がその下にございまして、1,203億6,800万円、昨年度比、30年度比、マイナス2億4,200万円、0.2%の減ということでございます。一般会計、そして特別会計合わせまして、3,678億2,800万円、平成30年比、30億7,500万円の増、0.8%の増となっております。</p> <p>歳出の教育費の部分でございますが、239億2,600万円、対30年度比、11億3,600万円の増、5.0%増でございます。裏面をお開けください。裏面からは、教育委員会の重点事業項目一覧として、それら挙げさせていただいております。新規・拡充事業といたしまして、教員の働き方改革。そこで、4項目。スクール・サポート・スタッフ、これは、教職員の事務について、全般にわたる補助という役割の臨時職員を全校に配置するというものでございます。</p> <p>続いて、部活動指導員の配置でございます。中学校の部活動指導の大会の引率等を行う非常勤職員ということで、中学校全校に新たに配置をするということです。3番目は、クラブ・部活動外部指導員。こちらは、これまでも行っております、有償ボランティアの派遣回数上限を撤廃し、拡充するものであります。4番目は、教職員の出退勤システムの導入ということで、教職員の在校時間を記録・管理した上で、必要に応じて長時間勤務となっている教職員については、産業医への面談ということも実施をしております。</p> <p>2点目でございますが、小・中学校体育館の空調設備の設置として、平成31年度設置工事及び平成32年度以降の設置に係る設計費を計上してございます。3点目でございますが、学校門扉の電子錠システムの設置です。セキュリティ対策のため、遠隔で操作ができる門扉を設置してまいります。カメラ等がついていることで、職員室等から遠方で操作できるということになります。それから、4点目は、学校施設の個別施設計画の策定となります。こちらは、学校改築を進めておりますけれども、文部科学省がその改築ということだけではなくて、部分的な部分を改修することによって、長寿命化をし、今、50年と言われているものを80年、100年というような形で長</p>
--------	---

寿命化を図るための個別の劣化度調査等を行って、それぞれの施設の計画を策定するというものであります。

5点目ですけれども、移動教室の宿泊料の助成です。日光林間学校の閉校に伴いまして、民間施設の宿泊料に対して助成をすると。一人当たり3,000円、2泊ということで補助をいたします。

6点目でございますが、外国人英語科指導助手。これにつきましては、小学校、中学校、既にALTという形で外国人の指導助手を配置しておりますけれども、それを拡充いたしまして、小学校で35時間、中学校で10時間を配置するところです。

それから、7点目、学校歯科保健。これは、むし歯罹患率の高い当区ということで、23区中2番目ということでございますので、これの改善に向けまして、区の歯科医師会、それから学校歯科医師会と連携をして口腔ケアを実施していくという新たな取り組みでございます。

次のページをお願いします。引き続き、8点目として、中学校の特別教室等空調機器の設置でございます。30年度は、小学校の特別教室の空調を実施しましたけれども、それに引き続きまして、中学校の特別教室、それからPTA室についても全て空調機器を設置しているというものでございます。

9点目は、学校施設の改築といたしまして、こちらに挙げさせていただいております、8項目、一番最後は葛西小・中となりますけれども、こちらの改築を進めてまいりますということでございます。

それから、学校施設の整備、こちら年次計画によりまして大規模改修ですとか、(2)にありますとおり、3項目についてこのような学校の改修を行っていくということでございます。

続いて、学校の情報化の推進でございますが、学校LANの運用ということで、こちらは今年度リプレースが終わりましたけれども、それを……。

また、教育用のパソコンの整備といたしまして、小学校の31校分のリプレースを予定してございます。これ、中学校の特別教室にある電子黒板についても、これも買いかえとともに、普通教室、中学校普通教室全室にプロジェクターを設置して、ICT環境、大幅な、中学校、初めてということになりますけれども、全普通教室に設置することを予定してございます。

続きまして、区民本位で効率的な区政運営等ということで、学校用務の業務委託、今年度から3校実施しましたが、31年度についても3校実施をします。この校数ですね、合わせて6校の業務委託を進めてまいります。

また、学校給食の調理等の業務委託につきましても、現在、94校でございますが、新たに4校の学校を行いまして、98校の委託がこれで31年度

に済むと。32年度には、全校の業務委託を進める予定でございます。

続きまして、この裏側には、それぞれの当初予算につきましても、歳入、これは教育にかかわる当初予算でございます。歳入として、このような予算を計上しています。31年度は、11億2,735万4,000円ということで、30年度比につきましても、8,500万円ほどの減、7.0%の減になっております。続いて、歳出でございますが、こちらはそれぞれの課ごとの費目として、このように計上をしてございます。先ほど申し上げたような新規・拡充事業も含めまして、こちらに計上させていただいております。

小計の欄が事業費として200億3,423万円ということで、13億2,000万円余の増、7.1%の増となっておりますが、給与費につきましても、38億9,000万円余ということで、マイナスの1億8,500万円余と、4.6%の減となっております。以上が、1点目の当初予算についてでございます。

続きまして、2点目でございますが、平成30年度の江戸川区一般会計補正予算中の教育の事務に関する部分でございます。お手元に1枚お示しをしてございます。平成30年度第5号補正予算概要(教育費)案であります。

歳入でございますが、国庫支出金、内訳として、国庫負担金といたしまして、公立学校施設整備費国庫負担金、一番右下をごらんいただきたいんですが、内容としては、葛西小学校の公立学校施設整備費国庫負担金の算定におきまして、予算見積時の補助単価及び補助対象面積より上乘せ分だったためのプラスの補正でございます。金額にいたしまして、1億3,169万2,000円の増でございます。

続いて、教育費の補助金、これはブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金というものでございます。文部科学省の補正予算が成立をしまして、申請していた全事業の内定があったためというものでございます。5,772万3,000円の補正増でございます。

続いて、歳出でございます。教育推進費でございますが、こちらは木全・手嶋育英資金関係費を積立金ということで、指定寄附をいただきました。1件、江戸川伝統工芸振興会様から3万円の指定寄附がございまして、これを計上させていただきます。

それから、学校施設費といたしまして、学校施設整備費、工事請負費として小学校費でございます。マイナス7,500万円、こちらは契約差金による執行残が生じたための減額補正、そして小岩小学校の学校施設改築費、こちらの工事請負費につきましても、契約差金による執行残が生じたための減額補正1,000万円余でございます。小岩第二中学校の施設改築費の工事

請負費、こちらについても契約差金によるもので、1,200万円余の減額、小松川第一中学校の施設改築費につきましても、契約差金ということでございまして、1,388万円余の減額の補正となっております。

最後に、財源の振替ということで、葛西小・中学校の施設改築費につきまして、国庫支出金、それから特別区債と繰入金ということになって、財源がこのように振り替えられたという内訳となっております。

2番目の補正予算に関する説明は以上でございます。

続いて、第3号でございますが、前回、お話をさせていただきました、江戸川区の奨学資金貸付条例を廃止する条例でございます。これにつきましては、国との就学支援金や就学給付金が創設されたことによりまして、この江戸川区の奨学金資金貸付制度自体が役割を終えたということでの判断のもと、新たな貸付募集につきましては、平成31年度は行わないということで、この条例について廃止をするものでございます。

続きまして、4点目でございますが、江戸川区立学校設備使用条例、それから5番目の江戸川区立図書館条例、そして6番目の一之江名主屋敷条例、こちらの3本の条例の一部改正条例でございますが、条例の改正の趣旨といたしましては、消費税の増税に伴いまして、使用料の改定が主な改正項目となっております。

これに伴いまして、区のこうした公文書の担当している文書係での文言整理ということでのものが同時に行われているというようになります。

資料といたしましては、横判での新旧対照表をそれぞれおつけしてございます。学校施設条例につきましては、このような文言整理をさせていただいた上で、裏面2ページ目をごらんいただきたいんですが、屋内運動場の体育館の部分が410円から420円に10円上がるというような内容でございます。

これにつきましては、現金に対してこれを10%にした場合の計算をした上で、10円の単位ということで、10円未満四捨五入というような料金の設定を全体で統一して行うということで行ったものであります。

ということで、こちらの屋内体育館については10円の額が上がるということになります。なお、付則には、施行期日として条例は31年10月1日から施行をするということでございます。

経過措置として、この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に使用するものから適用し、同日前に使用するもの及び同日前に既に使用の承認を受けている者については、なお、従前の例によるということになります。

ですので、10月1日以降に使用する方、ただし、前もってお申し込みを

	<p>して承認を受けている方については、前の料金での適用となっている経過措置でございます。</p> <p>続きまして、区立図書館の条例につきましても、同様の趣旨でございます。途中の部分については、区内と書いてあったものが江戸川区区内と直されていますね。教育委員会だったものが江戸川区教育委員会、文言整理が同時に行われておりますが、5ページ目の使用料としまして、別表第二(第七条関係)付帯施設の利用料金、こちらがこのように西葛西ギャラリーとして、西葛西図書館の中にあるギャラリーの料金が消費税10%に上がることによって、そのように料金が変わるというものでございます。</p> <p>続いて、6ページ目の、やはり会議室の料金が410円が420円に、それから集会室第一の料金が、410円から420円に。7ページにございます音楽室、それから視聴覚室のほうは310円が320円、620円から630円ということに料金を改定しました。</p> <p>付則、それから経過措置については、同様となっております。</p> <p>続きまして、一之江名主屋敷条例の一部を改正する条例、これにつきましても、別表でお示ししている施設使用料が2,100円に上がると、消費税の10%導入によってこのように変わります。また、施行期日、経過措置についても、同様の規定をさせていただくというものでございます。</p> <p>この関係につきましても、以上でございます。</p>
教 育 長	この件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。
松 原 委 員	2点お伺いしたいんですけど、教職員の出勤システム、これはタッチがこれになるかということ。それから、電子黒板ですけど、中学校のほうは、プロジェクターが入るということで大変にいいことだと思います。書画カメラは、どうなのかということをお尋ねします。
教育推進課長	<p>1点目でございますが、出退勤につきましても、各学校にこれの専用端末を配付しまして、それにカードリーダーを接続して、すべての教員が出退勤のときにタッチをする。それを集計するようなソフトを導入し管理します。</p> <p>それから、書画カメラの件につきましても、中学校のコンピューター室にタブレットを置きまして、それを活用して、書画カメラの機能をそのタブレットではカメラでできますので、そういう意味では改めて書画カメラを配備しなくても使えるという考えでございます。</p>

松原委員	あれですかね、今、小学校で書画カメラが全部ついてますよね。そこに教鞭を載せるとそれを見ることができますよね。そういうシステムではない。
教育推進課長	逆に中学校は、今、普通教室に一切、それが配備しておりませんので、新たな配備をするという意味では、その書画カメラというものではなくて、タブレットでのカメラで撮影をするということが転用できるかと。
松原委員	これ特別教室ですね。一般教室じゃないんですね。
教育推進課長	中学校の普通教室は何もない状態ですので、プロジェクターを全教室に入れて、これを電子黒板のかわりに、なおかつタブレットを使って、それで先生が操作をできる。また、生徒たちもコンピューターの部屋からタブレットを持ってきて、そこで主眼の学習ができるということで、対応していきたいと。ゆくゆくは、教員一人ひとりに指導用のタブレットを配付するという方向で進めていきたいと思っています。
松原委員	わかりました。
上野委員	<p>当初予算(案)なんですけども、重点事業項目一覧の中の、21世紀にふさわしい学校教育の推進の、まず教員の働き方改革に関して、(1)スクール・サポート・スタッフのところ、教員の業務全般を補助するという事になっているんですが、業務全般といえば、もれなく入るので、指定としては安心するんですけども、現実の問題として、教職員の業務全般を臨時職員が補助するという事は、教員の業務を少し軽くするという目的であり、はっきり分けて分担することによって、機能がよくなると、効率がよくなるという面もあるので、全般という規定でいいのかなと思います。</p> <p>例えば、原則としてこういうことをやる、自分なら自分、環境をやるんだとか、何かそういうふうに規定したほうが、素直じゃないかなという感じがしたんですが、その辺はどうなんですか。</p>
教育推進課長	<p>要は、教員の本来である教育指導ですとか、それから生活指導ですとか、そういった本分に注力できるように、それ以外の事務的な作業的なもの、そういったものについて全般的に補助をしましょうという役割をこの方々に担っていただくというものです。</p> <p>具体的には、授業で使うようなプリントのコピーですとか、それからその</p>

	<p>授業で使う、例えば体育の用具の出し入れですとか、それから例に挙げられているところであるとすれば、テストの丸つけの補助ですとか、そういったことも含めて本当に全般にわたって、教員がこれを手伝ってもらいたいというものをできるような、そういう臨時職員という位置づけで考えておりました、この表現がわかりやすいかどうかというところではあるかと思うんですけども、余り細かく細部的には指定せずに、学校でどういうことをやってくれというようなことを現場でご指導してもらおうような書き方をしたつもりでございます。</p>
上野委員	<p>書き方はよくわかりますけどね、いいですか。業務全般ということは、間違いなく全部入ると思うんですけど、今、お話を聞いていると、補助というところが意味があるということですね。</p>
教育長	<p>そうですね、補助ね。あくまでも補助だという。</p>
上野委員	<p>そういうことですよ。</p>
教育長	<p>そこで役割をするという。</p>
上野委員	<p>そうすると、今度は(2)のほうの、部活動指導員の配置の、これは大会引率などを行うということで、などを行うと。特に大会引率というものを例規的に入れた理由は何なんですか。</p>
教育推進課長	<p>本来、これは教員が担ってきたところなんですけれども、これまで有償ボランティアの中では、ボランティアとしては引率まではできないということになっていきますし、限られた範囲内ではできなかったものを今回は非常勤として雇用した上で、そういう職責も与えるための補助指導員という部活の指導員というものが新たに文科省のほうに規定されまして、こういったものを配置していいということになりました。この点がございますので、これについては私どもも導入していこうということで、あえて権限というあらわし方として、大会引率等ということがうたわれているということでございます。</p>
教育長	<p>室長のほうはいいですか。</p>
指導室長	<p>はい。</p>

教 育 長	あくまでもあれですね、学校の職員にするので、責任体制は教員と同じですと、だから引率もできますと。ボランティアであると、学校の職員じゃなかったの、その曖昧だったところということです。その代表的な例が、よく言われるのが引率なので、それを例示しましたということですね。
上 野 委 員	1も2も両方とも、だから全校にということですよ。
教 育 長	そうです。全校です。
上 野 委 員	わかりました。それから、念のためですけども、職員になる以上は、何らかの公務員ですよ、どういうふうな枠ですか。
教育推進課長	今、予定しているところでは、スクール・サポート・スタッフについては、特に資格要件は設けなつもりでございます。それから、この部活動指導員につきましても、特に資格というものは求めず、技術的な部分もそうですけれども、公務員としての心構えですとか、そういったものは研修をするようにということがうたわれていますので、そういったところで対応していくというふうに考えておりました、今のところはその資格要件は考えておりません。
松 原 委 員	大変いいなと思います。大会については、例えば監督になられるのかとか、その辺は中体連のほうはどんな関係なんですか。
指 導 室 長	一応、中体連から具体的に要綱云々が来ているわけじゃないんですけども、基本的には一般的な言葉で言うと、顧問ができるというのが(2)に入りますので、ですから、その想定でいけば、当然、大会運営等も携われるものというふうに思います。
松 原 委 員	了解しました。
石 井 委 員	同じ、今のところなんです、1の(2)と(3)、よく見ますと、部活動指導員として非常勤職員が配置される。 一方では、部活動の外部指導員という方もそのままいっちゃると。だから、変な話、一つのクラブで部活動を見たときに、部活動指導員と、それか

指導室長	<p>ら部活動外部指導員、両方の方がいらっしゃるなんてケースも起こり得るかなと思うんですが、そこら辺の交通整理はいかがでしょうか。</p> <p>(3)のクラブ・部活動外部指導員については、これまでもやっている事業でございます、実は派遣回数の上限を撤廃とあるんですけど、そもそも派遣するクラブ・部活動には条件があります。</p> <p>それは、例えば顧問となった教員が専門知識、それからその競技等に関する経験等がなく、子どもたちが専門的な技術指導を受けることができない場合というふうに限定しています。</p> <p>ですから、例えばバスケットボール部の顧問になった教員が学校事情で全くバスケットの経験がない教員は、その顧問になることがあるんですね。その場合、バスケットの経験のある専門性のある方を外部からお招きして、その顧問を助けるといったようなのが、この(3)でございます。</p> <p>(2)に関しては、部活の顧問そのものを非常勤職員でやってもらうということになりますので、我々は(2)で非常勤職員が顧問になるということは、その方はその競技の専門性があるわけですから、(2)と(3)は同じ部活動では並列というか、混在しないように、そこはしっかり見ていきたいなと思います。</p>
石井委員	なるほど、ありがとうございます。
教育長	よろしいでしょうか。
上野委員	今度は、平成30年度第5号補正予算議案ですが、一番最後のほうの年額財源内容の中で、繰入金という項目ありますね。これは具体的に言えばどこからですか。
石塚学校施設担当課長	おっしゃられた繰入金でございますが、教育施設の改築の基金を設けておりまして、そちらが該当いたします。
上野委員	そうですか。まあまあ金額だからね。わかりました。以上です。
教育長	他になければ、第2号議案の意見聴取については、異議なしと決定してよろしいでしょうか。

<p>教 育 長</p>	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 秘密会はここまでとします。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会終了〕 〔傍聴人入室〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、教育委員会後援名義使用承諾についての報告にまいります。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>教育委員会の後援名義の使用承認につきまして、教育振興課から2点のご報告でございます。1点目は、第20回江戸川区管楽器ソロ・アンサンブルフェスティバル。申請者は、江戸川区吹奏楽連盟、理事長、これは20回目の後援の依頼でございます。事業目的でございますが、江戸川区における吹奏楽の振興と発展を目的として、合奏技法の向上により、アンサンブル・ソロの演奏力向上につなげるというものでございます。実施日時は、平成31年2月11日(月)、祝日、午前9時30分からと午後7時を予定しております。会場は、タワーホール大ホールにおきまして、区内小・中学生、また一般区民を対象としております。経費の徴収でございますが、参加費といたしまして、ソロの部門で700円、アンサンブルで700円、非加盟団体につきましては、ソロで1,000円、アンサンブルで1,400円という内容でございます。</p> <p>2点目でございます。葛西の里神楽第11回美よ志会でございます。 申請者は、東都葛西神楽保存会会長、後援回数は11回目、同じく区の後援も11回目となります。事業目的でございますが、葛西の里神楽発表会、里神楽を次世代へということで、日ごろの稽古の成果を披露し、さらなる芸能伝承への意欲を喚起。将来の継承者たる青少年会員の増強と育成を図りつつ実施し、葛西の里神楽への興味・関心を高めるというものでございます。</p> <p>実施日時は、平成31年3月10日(日)、東部フレンドホールにおきまして、一般区民を対象に行います。出演料、入場料は特にございません。</p> <p>それぞれの企画書をお手元におつけしてございます。今、申し上げたような内容でございますが、ソロ・アンサンブルの人数ということで、出演者の累計339名ということで、予定をされているということでございます。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>それから、同じく葛西の里神楽、こちらもう11回目を数えるということ          でございます、こちらは東京都の指定文化財ということで、江戸川区で登          録文化財となっている葛西の里神楽の発表の場でございます。チラシと昨年          度のチラシをおつけしてございます。説明は以上でございます。</p> <p>この件に関しまして、何か質問、意見などはございますでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>次に、教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は、人事          に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘          密会により審議したいと思えます。この発議の賛成の方は挙手をお願いしま          す。</p> <p>〔委員挙手〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>〔傍聴人退室〕          〔秘密会〕          〔秘密会終了〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上をもちまして、平成31年第2回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後3時06分</p>